

令和1年12月1日

## 株式会社マイセルフ 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動を策定する。

1. 計画期間 令和1年12月1日～令和6年11月30日まで（5年間）

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
女性従業員・・・取得率を85%以上にする  
男性従業員・・・計画期間中に2人以上取得する

<対策>

- ・子どもが出生または出生予定の男性従業員に対し、育児休業制度の個別案内を実施。
- ・電子メール等により育児休業制度の周知と啓発を行い、従業員からの相談を受ける。

目標2：育児・介護に関する両立支援制度について社内に周知を図る。

<対策>

- ・自社に育児介護休業や短時間勤務制度、時間外労働短縮措置、育児休暇、介護休暇等の両立支援制度があることについて、育児介護休業規程を従業員に電子メールの送信等することにより、従業員に周知する。
- ・自社で経営する保育所を利用して働くことができる制度があることを周知する。

目標3：所定外労働時間を削減するための措置を実施

<対策>

- ・電子メール等を利用して、直近1年間の月平均所定外労働の実態を従業員に周知し、効率的な業務運営に取り組むことで所定外労働を削減することを呼びかける。

以上